

平成27年度  
環境・エネルギープロジェクト形成促進事業  
公募案内

公募受付締切：平成27年5月15日（金）

平成27年4月

北海道経済部

お問い合わせ・ご相談は、

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL 011-231-4111（内線26-157）  
FAX 011-222-5975

※申請書類はこちらから

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/H27project\\_hojyo.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/H27project_hojyo.htm)

## I 補助事業の概要

### 1 目的

本事業は、道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、**複数の事業者が連携して、それぞれの製品や技術を要素として組み合わせた新しい製品・システムの開発**を支援することを通じて、大規模プロジェクトの誘致や道外市場への参入などを図り、本道環境産業の振興を目指すものです。

### 2 補助対象者

本事業に申請できるのは、下記のいずれかに該当する方です。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む）
- (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」）

### 3 補助対象事業

**道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数の事業者が連携して、それぞれの製品や技術を要素として組み合わせた**下表の対象事業分野のいずれか又は両方に該当する**新しい製品・システムの開発事業（製品・システムの有効性、コスト算定、試作品作成を含む実証事業、収益性・物流・販路等の市場調査など）**を対象とします。

#### ○補助対象事業分野

補助対象事業分野	例
(1) 新エネルギー関連技術	バイオディーゼル活用システム、雪氷冷熱・風力・太陽光関連機器、地中熱ヒートポンプなど
(2) 省エネルギー関連技術	高断熱・高気密住宅関連技術、寒冷地向け燃料電池、コージェネレーションシステム、LEDなど

#### ○補助対象事業の要件

- (1) 本事業の成果が、道内の事業者が開発した製品や技術の市場拡大に繋がることが見込まれる製品開発であること。
- (2) 複数の事業者が連携し、競争力強化を図る製品開発であること。

補助対象事業とならない事業の例については、次頁の表をご参照ください。

（あくまで一例となります。特に開発の段階（基礎研究か事業化を目指す段階か、等）、道内で開発されたものかどうかの判断などについては、開発内容や現在の連携状況などを勘案し、個別に検討します。詳しくはご相談ください。）

## 【補助対象可否の例】

①複数事業者の技術や製品の組み合わせではなく、単体の製品・システムのみに係る製品開発である事業は認められません。

(例) ○ A社の風力発電とB社のLED電球を組み合わせた新しい自立電源供給型街灯の開発  
(→A社とB社という複数の企業の製品が組み合わせられているので○)

× A社のLED電球の長寿命化開発  
(→単体の製品のみに係る開発なので×)

②複数企業ではなく、自社の複数技術や製品を組み合わせた事業は認められません。

(例) ○ A社の無線システムとB社で開発中の太陽光パネルを組み合わせた製品開発  
(→A社とB社という異なる企業の製品が連携しているため○)

× A社が自社の無線システムと自社の太陽光パネルを組み合わせた製品開発  
(→異なる製品でも開発企業が同一なので×)

③事業成果が具体的な製品・システムの事業化に結びつかない事業は認められません。

(例) ○ A社製品とB社製品にC大学の技術を組み合わせた雪冷房システム開発  
(→「雪冷房システム」という事業化対象が明確なので○)

× A社とB社がC大学が開発した技術の実証試験に協力し、様々な製品への応用可能性を検討  
(→開発する製品が特定されておらず、具体的事業化のプランがないので×)

④道内の事業者が開発した製品や技術が核になっていない事業

(例) ○ A社(長崎)製品とB社(東京)のシステムと核となるC社の製品(東京本社、北海道支店あり、製品は道内の研究所で開発したもの)の組み合わせ  
(→道内で開発されたC社製品が核となるため○)

× A社(長崎)の製品とB社(東京)のシステムと核となるC社の製品(東京本社、札幌営業所あり、製品は横浜のR&DセンターにおいてC社単独で開発したもの)の組み合わせ  
(→C社は道内に拠点(札幌営業所)を有するが、開発に使われる製品は道外(横浜)で開発されたものなので×)

※例外的に、核となる製品や技術が、道内大学・試験研究機関等との共同開発である場合や、道内に製造拠点を有する製品である場合は、条件により道内で開発された製品・システムと判断できる場合がありますので、個別にご相談ください。

#### 4 補助対象経費

**補助対象事業に直接必要とされる**原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの

経費区分	対象経費
(1) 原材料・副材料費	原材料の購入費及びこれらに係る運賃
(2) 機械装置費(注1)	機械、装置、工具、器具などの購入、借入、据付、試作、改修に要する経費
(3) 技術導入費	技術指導に要する謝金及び旅費等の経費(注2)
(4) 特許実施費	特許を使用するための一時金などの経費(特許取得に係る経費を除く。)
(5) 外注委託費	設計委託、外注加工、試験分析、市場調査、試作品の輸送等に要する経費
(7) その他	その他知事が必要と認める経費(実証地までの旅費交通費等)

(注1) パソコン、旋盤等、補助事業以外にも使用できる汎用性の高いものは、(補助事業の月数(月数未滿切り上げ、上限12ヶ月)÷当該機器の法定耐用月数×購入経費)により得られた額を補助対象額とします。

(注2) 道が別途委嘱する、複数の製品・技術の組み合わせで生じる技術面の課題解決を図ることを目的とした専門家(テクニカルコーディネーター)派遣に係る経費は除く。

※ 他用途に用いることを前提に購入する製造機械等、補助対象事業に直接必要と認められない経費は補助対象となりませんので、注意してください。

#### 5 補助限度額・補助率

上限15,000(千円)、補助対象経費の1/2を限度とします。(採択予定件数:2件)

## II 補助申請等の流れ

### 1 事業計画書及び関係書類の提出

「環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 事業計画書（別記第1号様式）」及び関係書類を北海道知事に提出してください。審査を経て、認定された事業には認定通知が送付されます。

なお、認定申請書の提出先・お問い合わせ先は、次のとおりです。

不備事項があると受理できないこともありますので、できるだけ**提出前に下記にご相談頂くこと****をお勧めします**（ご来室の際は、**事前にお電話**ください）。

提出及び問い合わせ	道庁経済部環境・エネルギー室環境産業グループ（道庁8階） 電話（代表）011-231-4111（内26-157） （直通）011-204-5320
-----------	---

### 2 条件付認定及び認定申請の取り下げ

認定の通知にあたっては、必要に応じ条件を付す場合があります。認定の内容に不服があるときは、認定通知後、知事の定める期日までに認定の申請を取り下げることができます。

### 3 補助金等交付申請書の提出

認定通知を受け取った事業者は、指定された期日までに補助金等交付申請書を提出してください。後日、補助指令書を送付します。

### 4 事業の変更、中止等

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合には、速やかに報告してください。

これらについて報告しなかった場合は、**補助金の交付決定を取り消す（補助金の支払いを受けられない）**場合があります。

- （1）補助事業の内容又は経費を変更する場合
- （2）補助事業を中止し又は廃止する場合
- （3）補助事業が予定期間内に完了しない等の場合

### 5 補助金の額の確定

事業完了後に提出していただく実績報告書の審査及び現地調査の結果、補助事業が適正に遂行されたと認められた場合、補助金の額を確定（千円未満切り捨て）し、支払いします。

### 6 事業化等状況報告書の提出

事業の完了後も5年間、補助対象事業に係る製品開発の状況について、事業化等状況報告書を提出しなければなりません。

## III 補助事業実施に当たっての留意事項

### 1 認定通知における補助金額の減額

認定申請があった事業を認定する際、補助対象経費の精査や予算の状況により、申請時の補助要望額を減額する場合があります。

### 2 適正な執行（補助金返還）

この補助制度の利用にあたっては、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。不正な行為が行われた場合は、補助金を返還することになります。

会計処理の方法について疑義が生じた場合は、必ず道の担当者に相談してください。

### 3 補助対象事業の公表

補助事業名、事業者（事業所）名、所在市町村名、事業費、補助金額、事業概要等について、道のホームページ等で公表します。

#### 4 テクニカルコーディネーターの派遣

事業実施にあたっては、道が委嘱する複数の製品・技術の組み合わせで生じる技術面の課題解決を図る専門家（テクニカルコーディネーター）の派遣を受け、その意見を踏まえていただきます。（派遣を受ける経費は補助金とは別に道が負担します。派遣回数や時期については、道担当と協議願います）

### IV 補助事業の経理処理等

#### 1 帳簿等の記録、管理、保存

補助事業の経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳等を用意し、一般の経理と分離して整理・処理してください。（証拠書類で補助対象経費が確認できない場合は、補助対象と認定されません）。

《証拠書類の例》見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、仕様書、注文書等

また、補助事業に係る経理について、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間保存してください。

#### 2 補助金の支払時期

補助金は**事業完了後の精算払い**となります。

#### 3 消費税及び地方消費税、振込手数料の取扱い

**補助金交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して申請を行ってください。**

また、振込手数料は補助対象になりませんので、留意してください。

#### 4 機械装置などの購入について

本補助事業は、製品やシステムの開発に対する補助を目的としています。

開発事業に直接必要な機械装置類であって、リース等が困難であると認められる場合は、本補助事業の対象となりますが、次のような制約があります。

- (1) 実証等の終了後に生産設備に転用するなどは、原則としてできません。
- (2) 補助対象物件等の検収及び設備への「平成27年度環境・エネルギープロジェクト形成促進事業」の表示が必要となります。
- (3) 取得価格50万円以上の物品購入については、**2社以上**から見積書を徴取してください。
- (4) 補助事業により取得もしくは効用の増加した財産については、「処分制限財産台帳」を設け、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければなりません。補助金目的に反して使用したり、あるいは譲渡、交換、貸し付け、担保に供しようとする時は、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。
- (5) 当該機械装置の購入に要する経費を法定耐用月数で除して得た額に、実際に使用する月数を乗じて得た額を補助対象経費とします。

#### 5 産業財産権等の届出及び収益の納付

##### (1) 産業財産権等の届出

補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、知事に届出しなければなりません。

##### (2) 収益の納付

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたときは、その収益の全部又は一部を道に納付しなければなりません（納付金額は支払を受けた補助金額が上限となります。）。

## V 審査委員会

### 1 事業計画の審査選考

- ・ 提出いただいた事業認定申請書及び関係書類について、道の担当者が不明点の確認等を行います。
- ・ 外部有識者等で構成する審査委員会において、審査選考及び申請者からのヒアリングを行います。（ヒアリングの日程は別途通知します）
- ・ 知事は、審査委員会の審査選考結果に基づき、予算の範囲内で補助対象事業を認定し、申請者にその旨通知します。（審査結果に関するお問い合わせには一切応じられませんので予めご了承ください）

### 2 審査項目

事業計画は、次の審査項目について審査委員会で審査選考されます。

審査項目	審査内容
実現性	組み合わせる製品や技術単体の有効性、導入実績等
新規性	既存、類似製品・システムと比べた優位性等
市場性	想定される市場規模、ニーズ等
財務状況	経営における堅実性、資金調達等
課題設定	事業化に向けた課題設定の妥当性等
事業効果	道内・地域への寄与、波及効果等

## VI 補助事業募集のスケジュール（予定）

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 募集（事業計画書受付） | 5月15日（金）17時（必着）まで（郵送は書留郵便に限る） |
| (2) 審査委員会       | 5月下旬～6月中旬                     |
| (3) 事業認定・通知     | 6月下旬以降                        |
| (4) 交付申請・交付決定   | 認定通知後順次                       |

（スケジュールは変更されることがありますので、道HPでご確認ください）

- ※ 補助事業の着手は、知事の交付決定後を原則としますが、実施時期の遅延により事業効果が損なわれる場合（気温の高い時期（7月初旬～）の十分な実証データ蓄積が必要不可欠である、など）は、申請により交付決定前の着手（指令前着手）を認めることがありますので、個別にご相談ください。

なお、指令前着手が認められた場合でも、補助金交付が保証されるものではないことにご留意ください。

## VII 提出書類等

### 1 事業認定申請時

- (1) 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 関係書類

事業計画 関係	ア コンソーシアムによる申請の場合は、協定書の写し（コンソーシアム協定書（案）を参考に作成すること） イ 当該事業計画に関する特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し（出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかるもの） ウ 製品開発計画の図面（規格を記入） エ 工程図 オ 製品カタログ カ その他の事業計画に関して参考となる書類
申請者 関係	ア 決算書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等） イ 定款 ウ 登記事項証明書 エ 活用する製品・技術や会社案内等のパンフレット

### 2 事業認定後（交付申請時）

- (1) 補助金等交付申請書（経済第1号様式）
- (2) 事業計画書（経済第2号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (5) 事業予算書（経済第11号様式）
- (6) 資金収支計画書（経済第23号様式）

### 3 事業実施時（必要が生じた場合）

- (1) 補助事業等変更承認申請書（経済第12号様式）
- (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（経済第14号様式）
- (3) 補助事業等執行遅延（不能）報告書（経済第15号様式）

### 4 事業終了時（事業完了後30日以内若しくは平成27年2月28日のいずれか早い日までに提出）

- (1) 補助事業等実績報告書（経済第19号様式）
- (2) 事業実績書（経済第2号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (4) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (5) 事業精算書（経済第22号様式）
- (6) 処分制限財産台帳の写し
- (7) その他別に指示する書類

### 5 事業終了後（終了後5年間、毎年4月30日までに提出）

事業化等状況報告書（別記第4号様式）

### 6 その他（必要に応じて、随時）

- (1) 産業財産権等取得等届出書（別記第2号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第3号様式）

※次頁以降の「環境・エネルギープロジェクト形成促進事業補助金交付要綱」をよくご確認のうえご応募願います。